

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第243号

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次のとおり」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改め同条各号を削る。

第3条中「午後9時」の次に「（津市芸濃コミュニティセンターにあっては午後10時）」を加える。

第4条中「2月前の日から7日前まで」を「3月前の日から当日まで」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月31日 掲示済）

障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第244号

障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則の一部改正)

第1条 津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則(平成18年津市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号から第11号までを削り、同項第12号中「児童居宅支援」を「障害福祉サービス」に改め、同号を同項第1号とし、同項第13号を削り、同項第14号を同項第2号とし、同項第15号から第17号までを12号ずつ繰り上げ、同条第4項第3号から第19号までを削り、同項第20号中「身体障害者居宅支援」を「障害福祉サービス」に改め、同号を同項第3号とし、同項第21号を削り、同項第22号を同項第4号とし、同項第23号を同項第5号とし、同項第24号から第27号までを削り、同項第28号を同項第6号とし、同条第5項第1号から第15号までを削り、同項第16号中「知的障害者居宅支援」を「障害福祉サービス」に改め、同号を同項第1号とし、同項第17号を削り、同項第18号を同項第2号とし、同項第19号を同項第3号とし、同項第20号を同項第4号とする。

(児童福祉法に基づく居宅生活支援の事務処理に関する規則の一部改正)

第2条 児童福祉法に基づく居宅生活支援の事務処理に関する規則(平成18年津市規則第106号)の一部を次のように改正する。

題名中「居宅生活支援の」を「障害福祉サービスの措置に係る」に改める。

第1条中「。以下「施行令」という。)、」を「及び」に改め、「。以下「施行規則」という。」及び「及び児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第82号。以下「居宅基準」という。)」を削り、「居宅生活支援」を「障害福祉サービス(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。))をいう。以下同じ。)の措置」に改める。

第2条から第12条までを次のとおり改正する。

第2条から第12条まで 削除

第13条の見出し中「居宅支援」を「障害福祉サービス」に改め、同条第1項中「居宅支援の」を「障害福祉サービスの」に、「居宅支援委託決定通知書」を「障害福祉サービス委託決定通知書」に、「指定居宅支援事業者（」を「指定障害福祉サービス事業者（障害者自立支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。」に、「居宅支援決定通知書」を「障害福祉サービス決定通知書」に改め、同条第2項中「居宅支援変更決定通知書」を「障害福祉サービス変更決定通知書」に改め、同条第3項中「居宅支援解除決定通知書」を「障害福祉サービス解除決定通知書」に、「居宅支援解除通知書」を「障害福祉サービス解除通知書」に改める。

第14条中「児童福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準により算定した額」を「市長が別に定める額」に改める。

第15条中「支援費支給申請書等の様式その他この規則の施行に関し」を「この規則に定めるもののほか」に改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式及び第2号様式 削除

第3号様式中「居宅支援委託決定通知書」を「障害福祉サービス委託決定通知書」に、「居宅支援」を「障害福祉サービス」に改める。

第4号様式中「居宅支援決定通知書」を「障害福祉サービス決定通知書」に、「居宅支援」を「障害福祉サービス」に改める。

第5号様式中「居宅支援変更決定通知書」を「障害福祉サービス変更決定通知書」に、「居宅支援」を「障害福祉サービス」に、「児童福祉法に基づく居宅生活支援の事務処理に関する規則」を「児童福祉法に基づく障害福祉サービスの措置に係る事務処理に関する規則」に改める。

第6号様式中「居宅支援解除決定通知書」を「障害福祉サービス解除決定通知書」に、「居宅支援」を「障害福祉サービス」に改める。

第7号様式中「居宅支援解除通知書」を「障害福祉サービス解除通知書」に、「児童福祉法に基づく居宅生活支援の事務処理に関する規則」を「児童福祉法に基づく障害福祉サービスの措置に係る事務処理に関する規則」に改める。

（津市身体障害者福祉法施行取扱規則の一部改正）

第3条 津市身体障害者福祉法施行取扱規則（平成18年津市規則第107号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第78号。以下「居宅支援」という。）」を削る。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条の見出し中「額等」を「額」に改め、同条第2項を削る。

第11条中「第9条の2第1項及び」を削る。

第12条第1項を削り、同条第2項中「施設利用負担額」を「負担上限月額」に、「施設訓練等支援費支給決定書兼利用者負担額決定通知書」を「施設訓練等支援費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」に改め、「及び施設訓練等支援費扶養義務者分利用者負担額決定通知書」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項中「法第17条の5第2項の規定による居宅生活支援費の不支給の決定及び」を削り、「居宅生活支援費（施設訓練等支援費）不支給決定通知書」を「施設訓練等支援費不支給決定通知書」に改め、同項を同条第2項とする。

第13条中「第13条第1項及び第3項並びに」を削る。

第14条「第9条の8第1項及び」を削る。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第17条第1項中「第9条の14第1項及び」を削り、「居宅支給決定（施設支給決定）取消通知書」を「施設支給決定取消通知書」に改め、同条第2項中「社会福祉事務所長」を「市長」に改める。

第18条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第19条中「社会福祉事務所長」を「市長」に改め、「居宅生活支援費支給管理台帳及び」を削る。

第20条の見出し中「居宅支援」を「障害福祉サービス」に改め、同条第1項中「居宅支援」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下「障害福祉サービス」という。）」に改め、同条第2項中「居宅支援（施設入所）委託決定通知書」を「障害福祉サービス（施設入所）委託決定通知書」に、「指定居宅支援事業者」を「指定障害福祉サービス事業者（障害者自立支援法第29条第1項に規定する指定障害者福祉サービス事業者をいう。）」に、「居宅支援（施設入所）決定通知書」を「障害福祉サービス（施設入所）決定通知書」に改め、同条第3項中「居宅支援（施設入所）変更決定通知書」を「障害福祉サービス（施設入所）変更決定通知書」に改め、同条第4項中「居宅支援（施設入所）解除決定通知書」を「障害福祉サービス（施設入所）解除決定通知書」に、「居宅支援（施設入所）解除通知書」を「障害福祉サービス（施設入所）解除通

知書」に改める。

第 2 1 条第 2 項及び第 3 項中「社会福祉事務所長」を「市長」に改める。

第 2 2 条から第 2 5 条までを次のように改める。

第 2 2 号から第 2 5 号まで 削除

第 2 6 条第 1 項及び第 2 項中「社会福祉事務所長」を「市長」に改め、同条第 3 項中「及び第 2 2 条第 2 項」を削る。

第 2 7 条中「社会福祉事務所長」を「市長」に改め、「更生医療給付申請決定簿（第 2 5 号様式）及び」を削る。

第 2 8 条第 1 項中「更生医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法実施要領」を「補装具の交付又は修理を受ける者の負担すべき額の認定方法実施要領」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「身体障害者居宅支援」を「障害福祉サービス」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」を「市長が別に定める額」に改め、同項各号を削る。

第 2 号様式中「及び更生医療」を削る。

第 8 号様式中「居宅支援（施設入所）委託決定通知書」を「障害福祉サービス（施設入所）委託決定通知書」に、「居宅支援」「障害福祉サービスを施設入所」施設入所」に改める。

第 9 号様式中「居宅支援（施設入所）決定通知書」を「障害福祉サービス（施設入所）決定通知書」に、「居宅支援」「障害福祉サービスを施設入所」施設入所」に改める。

第 1 0 号様式中「居宅支援（施設入所）変更決定通知書」を「障害福祉サービス（施設入所）変更決定通知書」に、「居宅支援」「障害福祉サービスを施設入所」施設入所」に改める。

第 1 1 号様式中「居宅支援（施設入所）解除決定通知書」を「障害福祉サービス（施設入所）解除決定通知書」に、「居宅支援」「障害福祉サービスを施設入所」施設入所」に改める。

第 1 2 号様式中「居宅支援（施設入所）解除通知書」を「障害福祉サービス

「居宅支援」「障害福祉サービス」を「施設入所」に改める。
ス（施設入所）解除通知書」に、施設入所」施設入所」

第13号様式中「津市社会福祉事務所長」を「津市長」に改める。

第14号様式中「津市社会福祉事務所長」を「津市長」に改め、「審査請求」を「異議申立て」に改める。

第15号様式中「津市社会福祉事務所長」を「津市長」に、
「日常生活用
厚生医
移送等に要
補装具の

の給付（貸与）を「日常生活用具の給付（貸与）」に改める。
療の交付する費用の給付を移送等に要する費用の給付に、「審査請求」を「異
交付（修理）」補装具の交付（修理）」
議申立て」に改める。

第16号様式から第23号様式までを次のように改める。

第16号様式から第23号様式まで 削除

第24号様式中「津市社会福祉事務所長」を「津市長」に改める。

第25号様式を次のように改める。

第25号様式 削除

（津市知的障害者福祉法施行取扱規則の一部改正）

第4条 津市知的障害者福祉法施行取扱規則（平成18年津市規則第108号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「、知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第80号。以下「居宅支援」という。）」を削る。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条の見出し中「額等」を「額」に改め、同条第2項を削る。

第8条中「第7条第1項及び」を削る。

第9条第1項を削り、同条第2項中「施設利用者負担額」を「負担上限月額」に、「施設訓練等支援費支給決定書兼利用者負担額決定通知書」を「施設訓練等支援費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」に改め、「及び施設訓練等支援費扶養義務者分利用者負担額決定通知書」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項中「法第15条の6第2項の規定による居宅生活支援費の不支給の決定及び」を削り、「居宅生活支援費（施設訓練等支援費）不支給決定通知書」を「施設訓練等支援費不支給決定通知書」に改

め、同項を同条第2項とする。

第10条中「第3条第1項及び第3項並びに」を削る。

第11条中「第13条第1項及び」を削る。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第14条第1項中「第19条第1項及び」を削り、「居宅支給決定（施設支給決定）取消通知書」を「施設支給決定取消通知書」に改め、同条第2項中「社会福祉事務所長」を「市長」に改める。

第15条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第16条中「社会福祉事務所長」を「市長」に改め、「居宅生活支援費支給管理台帳及び」を削る。

第17条の見出し中「居宅支援」を「障害福祉サービス」に改め、同条第1項中「居宅支援」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下「障害福祉サービスという。）」に改め、同条第2項中「居宅支援（施設入所）委託決定通知書」を「障害福祉サービス（施設入所）委託決定通知書」に、「指定居宅支援事業者」を「指定障害福祉サービス事業者（障害者自立支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。）」に、「居宅支援（施設入所）決定通知書」を「障害福祉サービス（施設入所）決定通知書」に改め、同条第3項中「居宅支援（施設入所）変更決定通知書」を「障害福祉サービス（施設入所）変更決定通知書」に改め、同条第4項中「居宅支援（施設入所）解除決定通知書」を「障害福祉サービス（施設入所）解除決定通知書」に、「居宅支援（施設入所）解除通知書」を「障害福祉サービス（施設入所）解除通知書」に改める。

第18条第2項及び第3項中「社会福祉事務所長」を「市長」に改める。

第20条第1号中「知的障害者居宅支援」を「障害福祉サービス」に、「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担額の額の算定に関する基準により算定した額」を「市長が別に定める額」に改め、同条第3号中「第16条第1項の規定により同項第2号の」を「第16条第1項第2号の規定により」に、「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準により算定した額」を「市長が別に定める額」に改める。

第5号様式中「居宅支援（施設入所）委託決定通知書」を「障害福祉サー
「居宅支援」 「障害福祉サービス

ビス（施設入所）委託決定通知書」に、
施設入所」 施設入所」
に改める。

第6号様式中「居宅支援（施設入所）決定通知書」を「障害福祉サービス
「居宅支援 「障害福祉サービス
（施設入所）決定通知書」に、
施設入所」 施設入所」
に改める。

第7号様式中「居宅支援（施設入所）変更決定通知書」を「障害福祉サー
「居宅支援 「障害福祉サービス
ビス（施設入所）変更決定通知書」に、
施設入所」 施設入所」
に改める。

第8号様式中「居宅支援（施設入所）解除決定通知書」を「障害福祉サー
「居宅支援 「障害福祉サービス
ビス（施設入所）決定通知書」に、
施設入所」 施設入所」
に改める。

第9号様式中「居宅支援（施設入所）解除通知書」を「障害福祉サービス
「居宅支援 「障害福祉サービス
（施設入所）解除通知書」に、
施設入所」 施設入所」
に改める。

第10号様式中「津市社会福祉事務所長」を「津市長」に改める。

第11号様式及び第12号様式中「津市社会福祉事務所長」を「津市長」
に、「審査請求」を「異議申立て」に改める。

（津市知的障害者地域生活援助事業所の設置及び管理に関する条例施行規則
の一部改正）

第5条 津市知的障害者地域生活援助事業所の設置及び管理に関する条例施
行規則（平成18年津市規則第112号）の一部を次のように改正する。

題名中「知的障害者地域生活援助事業所」を「知的障害者共同生活援助事
業所」に改める。

第1条中「津市知的障害者地域生活援助事業所の設置及び管理に関する条
例」を「津市知的障害者共同援助事業所の設置及び管理に関する条例」に改
める。

第2条第1項中「知的障害者地域生活援助事業所指定管理者指定申請書」
を「知的障害者共同生活援助事業所指定管理者指定申請書」に改める。

第3条中「知的障害者地域生活援助事業所」を「知的障害者共同生活援助

事業所」に改める。

別記様式中「知的障害者地域生活援助事業所指定管理者指定申請書」を「知的障害者共同生活援助事業所指定管理者指定申請書」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日揭示済)

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第245号

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第78条の2第1項及び第115条の11第1項の規定による申請は、指定地域密着型サービス事業所(指定地域密着型介護予防サービス事業所)指定申請書(第1号様式)により行うものとする。

2 法第78条の2第1項及び第115条の11第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 法第78条の5及び第115条の14の規定による届出は、施行規則第131条の10第1項各号及び第140条の24第1項各号に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書(第2号様式)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止(休止・再開)届出書(第3号様式)により、それぞれ行うものとする。

(指定の辞退)

第4条 法第78条の7の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書(第4号様式)により行うものとする。

(事業所情報の提供)

第5条 市長は、前3条の規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、三重県、三重県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、

次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
(公示)

第6条 法第78条の10及び第115条の18の規定による公示は、法第78条の10各号及び第115条の18各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称及び所在地
- (3) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (4) 指定、指定の辞退又は指定の取消しの年月日
- (5) サービスの種類
(委任)

第7条 この規則に規定するもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

備考1 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。

2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。

5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。

6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。

7 保険医療機関、保健薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

8 既に地域密着型サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「当該申請に係る地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「役員 の氏名、生年月日及び住所」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて、申請書への記載又は書類の提出を省略できます。また、既に地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型サービス事業所の指定を受ける場合においても同様です。

変更届出書

年 月 日

(あて先)津市長

所在地

事業者名称



代表者の氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所 (施設)		介護保険事業所番号									
サービスの種類		名称									
変更があった事項		所在地									
		変更の内容									
1	事業所・施設の名称	(変更前)									
2	事業所・施設の所在地										
3	申請者の名称										
4	主たる事務所の所在地										
5	代表者の氏名、住所及び職名										
6	定款・寄附行為等及びその登録事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る。)										
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等										
8	事業所・施設の管理者の氏名及び住所	(変更後)									
9	運営規程										
10	協力医療機関 (病院) ・協力歯科医療機関										
11	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との 連携・支援体制										
12	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項										
13	役員の氏名及び住所										
14	本体施設本体施設との移転経路等										
15	併設施設の状況等										
16	その他										
変更年月日		年 月 日									

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

第3号様式 (第3条関係)

廃止(休止・再開)届出書

年 月 日

(あて先) 津市長

所在地

事業者名称



代表者氏名

廃止
次のとおり事業の休止をいたしましたので届け出ます。
再開

	介護保険事業所番号									
廃止(休止・再開)する事業所	名称									
	所在地									
サービスの種類										
廃止(休止・再開)した年月日	年 月 日									
休止(廃止)した理由										
現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置 (休止又は廃止した場合のみ)										
休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで									

備考 事業の再開に係る届出にあつては、介護保険法施行規則に定める当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

第4号様式（第4条関係）

指定辞退届出書

年 月 日

（あて先）津市長

所在地

事業者名称



代表者氏名

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

	介護保険事業 所番号									
指定を辞退する施設	名称									
	所在地									
指定を受けた年月日	年 月 日									
指定を辞退する年月日	年 月 日									
指定を辞退する理由										
現に施設に入所している者に対する措置										

備考 指定を辞退する日の1月前までに届け出てください。

(平成18年3月31日 揭示済)

津市教育長等の市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第246号

津市教育長等の市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

津市教育長等の市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則(平成18年津市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「課長、事務所長」を「課長(事務所長、津図書館長及び津図書館図書事務長を含む。)」に改める。

第6条中「教育委員会事務局の課長」の次に「(事務所長、津図書館長及び津図書館図書事務長及びを含む。)」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日 掲示済)

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則及び津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 247 号

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則及び津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則(平成18年津市規則第122号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、津市クリーンセンターおおたか、津市河芸美化センター及び津市安芸美清掃センター」を削る。

(津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年津市規則第125号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中津市安芸美清掃センターの項を削る。

第3条の表中

津市西部クリーンセンター	午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで	を
津市クリーンセンターおおたか		
津市河芸美化センター		
津市安芸美清掃センター		
津市白銀環境清掃センター		
津市安芸・津衛生センター		
津市西部クリーンセンター		
津市クリーンセンターおおたか		

津市河芸美化センター	午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで	に
津市白銀環境清掃センター		
津市安芸・津衛生センター		

改める。

第6条第3号中「津市河芸町美化センター及び津市安芸美清掃センター」を「津市河芸美化センター」に改め、同条第5号中「津市クリーンセンターくもず」を「津市安芸・津衛生センター及び津市クリーンセンターくもず」に改める。

第10条第1号ウ中「、津市河芸美化センター及び津市安芸美清掃センター」を「及び津市河芸美化センター」に改める。

第24条から第26条までを削り、第27条を第24条とし、第28条から第45条までを3条ずつ繰り上げる。

第1号様式（その1）中

搬入する廃棄物処理施設名	1	津市西部クリーンセンター	を
	2	津市クリーンセンターおおたか	
	3	津市河芸美化センター	
	4	津市安芸美清掃センター	

搬入する廃棄物処理施設名	1	津市西部クリーンセンター	に
	2	津市クリーンセンターおおたか	
	3	津市河芸美化センター	

改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日 掲示済)

白山町通園バス運行管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第248号

白山町通園バス運行管理規則を廃止する規則

白山町通園バス運行管理規則（平成10年白山町規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月31日 揭示済）

津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第249号

津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市介護保険条例施行規則（平成18年津市規則第115号）の一部を次のように改正する。

第8条中「入所に」を「入所等に」に、「介護保険住所地特例施設入所（退所）連絡票」を「介護保険住所地特例施設入所（退所）等連絡票」に改める。

第13条中「第27条第6項ただし書」を「第27条第3項ただし書」に改める。

第14条中「第27条第10項前段」を「第27条第7項前段」に、「第12項」を「第9項」に改める。

第15条中「第27条第13項」を「第27条第10項」に改める。

第16条中「第27条第14項ただし書」を「第27条第11項ただし書」に改める。

第22条第1項中「特例居宅介護サービス費」の次に「、法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費、法第42条の3第1項に規定する特例地域密着型介護サービス費」を加え、「第53条第1項に規定する居宅支援サービス費」を「第53条第1項に規定する介護予防サービス費」に、「特例居宅支援サービス費」を「特例介護予防サービス費、法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費、法第54条の3第1項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費」に、「居宅支援サービス計画費及び」を「介護予防サービス計画費及び」に、「特例居宅支援サービス計画費」を「特例介護予防サービス計画費」に改め、同条第2項中「特例居宅支援サービス費」を「特例介護予防サービス費」に、「特例居宅支援サービス計画費」を「特例介護予防サービス計画費」に、「介護保険特例居宅介護（支援）サービス費（特例居宅介護（支援）サービス計画費）支給申請書」を「介護保険特例居宅介護（介護予防）サービス費（特例居宅介護（介護予防）サービス計画費）支給申請書」に改める。

第23条中「費用（」の次に「特定福祉用具の購入に要した費用を除き、」を加え、「、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護」を「及び特定施設入居者生活介護」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特例地域密着型介護サービス費の額)

第23条の2 法第42条の3第2項の規定により定める特例地域密着型サービス費の額は、当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて法第42条の2第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として法施行規則第65条の3に規定する費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。

第24条第1項中「介護保険居宅介護(支援)福祉用具購入費支給申請書」を「介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書」に改める。

第25条第1項中「介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書」を「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書」に改める。

第30条(見出しを含む。)中「特例特定入所者支援サービス費」を「特例特定入所者介護予防サービス費」に改める。

第38条の見出し中「特例居宅支援サービス費」を「特例介護予防サービス費」に改め、同条中「特例居宅支援サービス費」を「特例介護予防サービス費に、「居宅サービス」を「介護予防サービス」に、「通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護」を「特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特例地域密着型介護予防サービス費の額)

第38条の2 法第54条の3第2項の規定により定める特例地域密着型介護予防サービス費の額は、当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第54条の2第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として法施行規則第85条の3に規定する費用を除く)の額を超えるときは、当該現に地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額と

する。

第 39 条の見出し中「特例居宅支援サービス計画費」を「特例介護予防サービス計画費」に改め、同条中「特例居宅支援サービス計画費」を「特例介護予防サービス計画費」に、「居宅介護支援」を「介護予防支援」に改める。

第 46 条の見出し中「口座振替又は特別徴収の場合の」を削り、同条中「口座振替又は特別徴収により」を削る。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 18 年 3 月 31 日 掲示済)

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第250号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1健康福祉部の表高齢・障がい福祉課の部障がい福祉担当の項第9号を削り、同項第8号中「心身障害者小規模作業所」を「障害者小規模作業所」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第1号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

- (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく福祉に関すること。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月31日 掲示済）

久居市企業誘致促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第251号

久居市企業誘致促進条例施行規則の一部を改正する規則

久居市企業誘致促進条例施行規則（平成10年久居市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「企画課」を「企業立地課」に改める。

附則第2項中「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

別表第2中「助役」を「市長があらかじめ指名する助役」に、「建設産業部長」を「商工観光部企業立地担当理事」に、「総務部長、財務課長、農林商工観光課長、税務課長、企画課長」を「財政課長、資産税課長、商工労政課長、企業立地課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成18年3月31日 掲示済)

津市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第252号

津市庁舎管理規則の一部を改正する規則

津市庁舎管理規則（平成18年津市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「規定する室」の次に「並びに津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号。以下「規程」という。）第2条第2項に規定する室」を加え、同条第2項中「担当副参事」の次に「並びに規程第4条第2項に規定する室長及び同条第4項第1号に規定する担当副参事」を加える。

第13条中「午後5時30分」を「午後5時45分」に改める。

別表中

財務部長	財務部長が指名する職員
------	-------------

 を

議会事務局長	議会事務局長が指名する職員
--------	---------------

 に、

水道分庁舎	水道局長	水道局長が指名する職員
総合支所及びその他の庁舎	左記の庁舎を所管する長	左記の者が指名する職員

 を

水道局庁舎	水道局長	水道局長が指名する職員
久居庁舎	久居総合支所長	久居総合支所長が指名する職員
河芸庁舎	河芸総合支所長	河芸総合支所長が指名する職員
芸濃庁舎	芸濃総合支所長	芸濃総合支所長が指名する職員
美里庁舎	美里総合支所長	美里総合支所長が指名する職員

安濃庁舎	安濃総合支所長	安濃総合支所長が指名する職員
香良洲庁舎	香良洲総合支所長	香良洲総合支所長が指名する職員
一志庁舎	一志総合支所長	一志総合支所長が指名する職員
白山庁舎	白山総合支所長	白山総合支所長が指名する職員
美杉庁舎	美杉総合支所長	美杉総合支所長が指名する職員
その他の庁舎	左記の庁舎を所管する長	左記の者が指名する職員

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成18年3月31日 掲示済)